

# 福島県迷惑行為等防止条例を 一部改正しました

平成29年7月11日公布

平成29年11月1日施行

近年、スマートフォンの普及や撮影機器の小型化により悪質・巧妙な盗撮行為が増加傾向にあるほか、恋愛感情以外の様々なトラブルに起因する嫌がらせ行為が顕在化するなど、これらの迷惑行為に対する規定の整備が必要となったことから、条例の一部改正を行いました。

## 第6条 卑わいな行為の禁止 ～ 規制対象場所の拡大

これまでの「公共の場所」又は「公共の乗物」における盗撮行為等の規制に加え、次のような場所における盗撮行為等について規制します。

### ① 人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所（トイレ、更衣室、浴場等）

- ・ のぞき見行為
- ・ 盗撮行為
- ・ 盗撮目的でカメラ等を向ける行為
- ・ 盗撮目的でカメラ等を設置する行為



### ② 特定かつ多数の者が利用するような場所又は乗物（集会場、事務所、教室、貸切バス等）

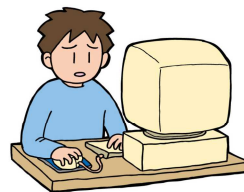
- ・ 盗撮行為
- ・ 盗撮目的でカメラ等を向ける行為
- ・ 盗撮目的でカメラ等を設置する行為



## 第7条 嫌がらせ行為の禁止 ～ 規制対象の拡大

みだりに、特定の者に対し、次の嫌がらせ行為を反復して行い、著しい不安を覚えさせることを規制します。（ストーカー規制法に該当する場合を除く。）

- ① つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、押し掛け、うろつき
- ② 監視していることの告知等
- ③ 義務のないことの要求等
- ④ 粗野又は乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続電話、ファックス、メールの送信、ブログの個人ページにコメント等を送ること
- ⑥ 汚物の送付等
- ⑦ 名誉を害する事項の告知等
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項の告知等



※ **赤字**の部分が拡大された規制対象です。

問合せ先：福島県警察本部 生活安全企画課

電話 024-522-2151（代表）

## 改正後の条文（一部抜粋）

平成29年7月11日公布、平成29年11月1日施行

（卑わいな行為の禁止）

第6条 何人も、公共の場所又は公共の乗物における他人に対し、みだりに、著しい羞恥心又は不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 着衣等の上から、又は直接他人の身体に触れること。
- (2) 着衣等で覆われている他人の下着又は身体（以下「下着等」という。）をのぞき見し、又は撮影すること。
- (3) その他卑わいな言動をすること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物における他人に対し、みだりに、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を使用して着衣で覆われている他人の身体を透視する方法により、裸体（その一部を含む。以下この項において同じ。）の映像を見、又は裸体を撮影してはならない。

3 何人も、みだりに、住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所において、当該状態である他人の姿をのぞき見し、若しくは撮影し、又は撮影する目的で写真機等に向け、若しくは設置してはならない。

4 何人も、みだりに、集会場、事務所、教室、貸切バスその他特定かつ多数の者が利用するような場所（公共の場所を除く。）又は乗物（公共の乗物を除く。）において、下着等を撮影し、又は撮影する目的で写真機等に向け、若しくは設置してはならない。

（嫌がらせ行為の禁止）

第7条 何人も、みだりに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行い、著しい不安を覚えさせてはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、又は住居、職場、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において監視し、若しくは住居等に押し掛け、若しくは住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、若しくは拒まれたにもかかわらず電話をかけ、又はファクシミリ装置若しくは電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）を用いて送信、若しくは特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達できる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

※ 下線部が改正点